

③世界に開かれた復興

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>本年7月、国際的風評被害対策・日本ブランド再構築について、政府・関係機関が情報を共有し、意見交換を行い、また内閣官房と関係各府省で緊密に連携して一体的かつ効果的な情報発信に繋げていくことを目的として、「国際的風評被害対策・日本ブランド再構築に関する政府・関係機関の連絡会議」を設置。さらに、クールジャパンを活用した日本ブランド復興キャンペーンを実施するとともに、統合ポータルサイト(官邸震災ホームページ英語版)を開設、統合 PR 資料を作成し、国際的風評被害対策・日本ブランド再構築について、各国へ分かり易い情報の発信を行った。</p> <p>特に海外における風評被害への対策としては、官房長官会見に同時通訳を導入するとともに、インターネット上でも公開し、同時にツイッターやフェイスブックを活用することを通じて正確な情報を英語で直接海外に発信している。また、定期的に外国プレスに対するブリーフィングを開催し、多くの外国プレスからのインタビューにも対応することで、原発事故への対応及び復興の現状につき発信するとともに、本年9月に行われたサマーダボス会議(中国・大連)において、サイドイベント「ジャパンナイト」を開催し、世界各地からの各界リーダー約 450 人に対し日本の復興をアピールした。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>上記活動をさらに推進する中で、官邸ホームページ英語版(全体)のリニューアル等を行うことにより、原発事故への対応及び震災からの復興の現状に関する情報を含め、我が国の現状に関する官邸からの対外発信機能を強化する。</p> <p>特に海外における風評被害への対策として、来年1月に予定されているダボス会議(スイス・ダボス)において各会議体、セッションへの働きかけや、サイドイベント「ジャパンナイト」の開催を通じ、世界各地からの各界リーダーに対し、我が国の復興と世界貢献への意志をアピールする。</p> <p>また、我が国の現状をより効果的に世界の人々に発信するため、海外における風評被害の実態調査を行うとともに、海外の著名人の招へい及び国内の著名人の海外派遣を行う。</p>		

中・長期的(3年程度)取組み

検討中

期待される効果・達成すべき目標

(期待される効果)

原発事故の収束の状況を含めた震災からの復興の現状につき理解を促進することにより、各国の日本産品に対する輸入規制の撤廃、海外からの旅行者数の回復等、より早期の風評被害の克服につながることを期待される。

(達成すべき目標)

・官邸英語版ホームページの月間PV数(現状:65万7,691件(平成23年9月))

平成23年度末:80万

平成25年度末:120万

(定量的な効果・目標が示せない理由)

対外広報については、国際的風評被害の克服という点においては、海外における我が国の現状に関する理解の促進という側面的な貢献にとどまるため、各国の日本産品に対する輸入規制の撤廃、海外からの旅行者数の回復等の風評被害の克服における直接的な貢献度を示すことが困難である。したがって、あえて数値化が可能である目標として、ホームページのPV数につき言及した。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>クールジャパンを活用した日本ブランド復興キャンペーンの一環として、日本ブランド復興に関する統一イメージを発信するため、本年9月、クールジャパンのロゴ・メッセージを決定した。また、10月には、企業、団体、大学等でも活用できるよう、使用許諾要領を公表した。既に独立行政法人日本貿易振興機構に許諾し、広州交易会及び中国西部国際博覧会で使用した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災により損なわれた日本の食、観光、製品等への信頼性回復のため、クールジャパンを活用した日本ブランド復興キャンペーンの一環として、内閣官房と関係各府省で連携して、国内外のイベントでの発信や海外メディアを活用した発信を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
検討中		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>世界中の人々にクールジャパンの認知を促進するとともに、著名な国内外イベントにおける情報発信により、外国人や海外メディアにクールジャパンの浸透を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○日中韓防災担当閣僚級会合に出席し、日中韓三か国の防災協力について確認。具体的には、実務者レベルの専門家会合の開催、大規模災害の研究成果の共有等。</p> <p>○アジア防災センターを通じ、アジア各国の防災担当の行政官を客員研究員として受け入れる等、人材育成を実施。</p> <p>○国連、APEC、ESCAP 等が主催する防災会合に出席し、我が国が得た知見・教訓の情報発信を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○今年度中に、アジア・太平洋各国の実務者レベルの専門家会合を開催し、我が国が得た知見・教訓の共有を図る。あわせて、被災地(岩手県沿岸部)への訪問を実施。</p> <p>○上記専門家会合とあわせて、日中韓の実務者レベルの人材育成セミナーを開催し、日中韓の防災協力を推進し、知見・教訓を共有。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○専門家会合を引き続き開催し、各国行政官の理解・専門性を深める。2012年ハイレベル国際会議との共同開催も検討。</p> <p>○第3回日中韓防災担当閣僚級会合(2013年)の開催及び専門家会合の開催。</p> <p>○東日本大震災における優良事例を題材とした防災教材の作成・普及啓発。</p> <p>○アジア防災センターを通じた情報共有、人材育成等を引き続き実施。</p> <p>○第5回アジア防災閣僚級会議(2012年10月)に出席し、アジア各国に対し、情報発信を行う。</p> <p>○「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定及び第3回国連防災世界会議(2015年予定)に向けた国連国際防災戦略事務局(UN/ISDR)への支援の強化。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○我が国が東日本大震災から得た知見や教訓の国際社会との共有。</p> <p>○我が国の情報発信力及び国際社会でのプレゼンス確保及び第3回国連防災世界会議の日本招致の成功。</p> <p>○被災地での国際会議開催等を通じた復興支援。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
(地域コンテンツの海外への情報発信について)		
<p>「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
(地域コンテンツの海外への情報発信について)		
<p>上記の地域協議会を活用しつつ、テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止する。</p> <p>①被災地の復興をテーマとした番組を委託により製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送のネットワークを活用して世界に放送するとともに、インターネット等でも配信する。</p> <p>②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を共同製作することを推進するため、海外放送事業者と国内放送事業者等とのマッチングを支援する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
(地域コンテンツの海外への情報発信について)		
<p>上記施策の成果の積極的な展開及び我が国コンテンツの海外発信に対する支援等を通じて、日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止に貢献していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
(地域コンテンツの海外への情報発信について)		
<p>日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度※の導入に向け関係省庁と調整を行っている。</p> <p>※ 高度な能力や資質を有する外国人について、学歴、職歴等の項目ごとに設定したポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与える制度。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の平成 23 年中の導入に向け準備を進める。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度を円滑に施行・運用していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度を導入することにより、我が国の活力となるべき外国人の受入れが促進される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災の直後、外国人の出国ラッシュがあり、外国政府がチャーター便を用意して自国民の帰国を支援したほか、海外からの救援隊を数多く受け入れたため、大量の出入国手続について入管の小規模出張所等がその対応に苦慮したことから、今般は、他の業務の停止、チャーター便の到着空港の変更、大規模庁からの応援で対処することとなった。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>外国政府による緊急のチャーター便や、海外からの緊急援助隊の到着に対応し、地域を問わず、迅速・円滑に出入国審査等を実施するため、各地方入国管理局に携帯型審査端末等の審査機器、審査に当たる職員の非常食等の携行品及びそれらを運搬するための車両を配備し、災害時における出入国審査体制を強化する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>管轄内に数多くの外国人が在留しており、管内や隣接局管内の地方空港への十分な審査体制を確保する必要のある東京局、大阪局、名古屋及び福岡局について、更に迅速・円滑に出入国審査等を実施するための審査機器等の配備の拡充を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>外国人の我が国に対する信頼の基盤となる災害時の円滑な出入国審査を実施し、もって外国人が抱く我が国の災害に関する不安を払拭し、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進することを目的とする。</p> <p>なお、災害発生時の対策を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことはできないが、東日本大震災時に地方空港から臨時チャーター便で出国した外国人及び各国からの救急援助隊・医療チーム受入れ人数は約10,400人である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(1) 震災発生直後から海外での情報の不足による誤解等に対応するため積極的に海外向けに情報を発信（危機管理広報）。具体的には、①外国メディアに対する記者会見、プレスリリース、投稿等、②相手国政府関係者、有識者等へ説明・働きかけ、レター発出等を通じた直接発信、③HPやソーシャルメディア等ITを使った発信を実施。また、海外からの支援に対する謝意を表明。</p> <p>(2) 並行して、海外における風評被害対策として、関係省庁・機関とも連携しながら、在外公館による情報収集及び正確な情報提供・説明、行き過ぎた規制の見直しに向けた各国・地域の規制当局や税関当局への働きかけに取り組んでいる。</p> <p>(3) さらに、今年度補正予算を活用した風評被害解消及び「日本ブランド」復活のための対外発信力強化として、在外公館を活用した地方の魅力発信プロジェクト及び対日理解促進のための招へい事業を実施している。（例：日本産品等の安全性PRのため、在外公館等を活用し、11月16日時点で延べ31件の説明会等を実施。）</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>海外における風評被害対策、日本ブランドの復活・強化のために、第二次補正予算を活用し、関係省庁や地方自治体、企業等とも連携しながら、日本産品等の安全性PR、観光展等への出展、地方文化の紹介、復興写真展の開催、メディアを活用した日本再生理解増進事業等を実施。招へいについても、ODA対象国からの防災関係者招へい事業(平成24年1月後半から2月中目処)等を実施。</p> <p>第三次補正予算においても、日本再生に関する外国の理解を増進することを目的としたアジア太平洋地域及び北米地域と被災県との青少年交流、中国における風評被害対策・観光促進・復興支援等のための大規模展示会及び上記展示会を通じた日中ハイレベル交流を実施予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(1) 各国の輸入規制措置の経過を踏まえ、風評被害対策の継続を検討する。</p> <p>(2) また、「開かれた復興」実現のため、日本ブランドの総合発信に取り組むとともに、青少年交流や親日家育成のための交流プログラムを検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		

(成果目標)風評被害の緩和, 日本ブランドの復活・強化, 国際社会との絆の強化
(参考指標)事業実施数, 青少年交流への参加人数, 日本産品に対する輸入規制措置を緩和した国の数, 平成23年度末時点における世論調査結果, 国際的な世論調査における我が国の評価(BBCワールド・サービスが実施)。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>外国からの投資促進については、各国と二国間協議や民間との対話等において震災地域の復興需要について情報提供を行い、復興支援や投資促進に向けた取組みを行ってきている。</p> <p>【参考】海外の知見・技術活用のための具体的取組事例</p> <p>○韓国：東北地方復興・観光支援のための日韓パートナーシップ</p> <p>○中国：復興支援・観光促進に関する日中協力</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>引き続き、二国間協議や民間との対話等において、震災地域の復興需要に関する情報提供に努めていく。また、税制上の減免措置等を盛り込んだ経済特区等が設立された場合には、在外公館や関係機関等を通じて震災地域の復興需要や投資促進に向けた取組みについて情報提供していく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>諸外国のさまざまな活力を取り込むため、外国からの投資促進に向けた情報発信を行うとともに、実際の投資にあたって外国企業等が直面する規制や手続き上の問題点等が存在する場合は、関係省庁と共有し対日直接投資促進に向けた環境整備に取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>外国からの投資促進は、景気変動等その他の要素を含む総合的な経営判断に従ってなされるものであり、定量的な効果の試算にはなじみにくい。対日直接投資の促進については、本年8月の『日本再生のための戦略に向けて』(閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「高付加価値拠点数の増加」、「外資系企業による雇用倍増」及び「対日直接投資倍増」が掲げられたところ、引き続き政府一体となり取り組んでいく。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p><u>工業用品及び水産加工品等を製造する被災地企業の状況調査及び被援助国の支援ニーズ調査を実施し、政府開発援助(ODA)による支援計画を作成。</u></p> <p>1. 被災地企業の状況調査 工業用品等については被災地で製造可能な品目を調査・確認するとともに、水産加工品と併せ工場の稼働状況を確認。同時に、被災地企業における風評被害の状況や海外販売促進への期待など、被災地企業の活性化と被災地の経済復興に対する支援ニーズの調査を実施。</p> <p>2. 開発途上国のニーズ調査 開発途上国に対し、経済社会開発・貧困削減に関する各国の課題等を確認中。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>工業用品及び水産加工品等の供与先国を決定し、資金の供与を実行する。 なお、供与する産品については、検定を実施し安全性の確認ができたもののみ活用。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>以下のとおり資金を供与することを想定。</p> <p>① 工業用品等：15～20カ国程度。(総額40億円) ② 水産加工品：5～6カ国程度。(総額10億円)</p> <p>(具体的には、本件支援実施の際に、上記にて供与する工業用品及び水産加工品等の開発効果、被災地の雇用創出、被災地の経済復興の促進、開発途上国の経済社会開発の促進、被災地産品の風評被害の払しょく等の効果についてアセスメントを行う。)</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>1. 被災三県を訪問する外国人に対する査証料免除は本年11月15日から実施するものであり、これまでの取組みは特に無し。</p> <p>2. 外国人受入環境整備(査証審査体制強化)に関しては、平成23年度第3次補正予算に計上。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. 特に被害が甚大であった岩手県、福島県、宮城県の被災三県に対する復興支援として、11月15日以降受け付ける査証申請を対象とし、被災三県を訪問する外国人に対する査証料を免除する。</p> <p>2. 我が国の活力となるべき外国人の受入を促進する環境整備(査証審査体制強化)のシステム改修を今年度内に終了する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>1. 査証料免除の実施期間は復興基本方針の「集中復興期間」にあわせて今後5年間。</p> <p>2. 査証発給管理システムの改修を行うことにより、査証審査業務の迅速化が図られ、円滑な出入国審査にも貢献でき、我が国の活力となる外国人の受入れを促進する。また、外務省・法務省間の訪日外国人に係る情報共有の強化により、在外公館における査証発給審査を厳格化し、悪意をもった外国人の国内流用を未然に阻止することにより、入国管理業務の強化にも貢献する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>1. 推定は困難であるが、例えば、2010年に被災三県を最初の上陸地として入国した外国人数は、約7万7千人という統計がある。その後、震災を受けて訪問する外国人数は著しく減少しており、今後ともその回復に努める必要があるが、今回の措置はまさに外国人の訪問の増加に貢献するものと期待される。</p> <p>2. 本件措置により、①在外公館における査証審査業務の迅速化・厳格化が図られるとともに(観光目的の査証事務処理日数が5日から3日に短縮)、②法務省のシステムを通じ、入国管理業務の強化等にも貢献でき、我が国の活力となる外国人の受入体制の整備・強化が可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>1. 整備される防災関連機材に関する途上国のニーズ確認や事業デザイン検討のための基礎的調査に着手済み。既存の防災分野の課題別研修において被災地視察の機会を追加したほか、JICA課題別研修フォローアップとして、「開かれた復興」にかかる短期セミナーの開催を関係府省庁と調整し一部は実施済み。</p> <p>2. 2012 年のハイレベル国際会議の開催概要(案)を作成し、関係府省及び関係国際機関との調整を開始。また、第3回国連防災世界会議の誘致のため、今年5月、国連が主催する防災会議(於:ジュネーブ)において、我が国のホスト意図を表明。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. (1)協力的確な実施を確保するため、被供与国の機材設置場所を含めた計画や機材管理・活用能力等の調査を実施した上で、各候補国における調査結果を踏まえて事業概要を検討し、ニーズが確認された国に対し無償資金協力を実施する。</p> <p>(2)ICAの事業として今年度の運営費交付金予算を効率的に活用しながら、防災分野の途上国の人材育成等の国際協力として、「開かれた復興」にかかる短期セミナーを年度内に複数回実施していく。</p> <p>2. (1)被災地の復興担当者等を対象として国際機関が開催する地域協力セミナーや廃棄物処理セミナー等を支援する(今年度限り)。</p> <p>(2)2012年のハイレベル国際会議については、開催内容、招待国の確定、国内外に対する開催内容の周知を行う。また、今年の国連総会において「第3回国連防災世界会議の日本のホスト意図表明を歓迎する」旨の総会決議が採択されるよう、国連及び関係国と協力・連携する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>1. 被供与国の維持管理能力強化等のための技術的支援を、事業の効果的な実施を確保するために検討する。防災分野の途上国の人材育成等の国際協力についても、今年度の結果を見極めつつ、今後の同様の取組について検討する。</p> <p>2. 2012年のハイレベル防災会議の成果を我が国がホストを表明した2015年の第3回国連世界防災会議の議論につなげる。また、第3回国連防災世界会議は2015年の開催を予定しており、2013年頃までに国連総会において「日本で同会議を開催することを決定する」旨の総会決議が採択されるよう国連及び関係国と協力・連携する。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

1. 観測・配信システム一式を含む防災対応機材の供与を通じて地震観測網等が整備されることにより、開発途上国及び日本の防災対策が強化される。現時点では、6億円の機材×7か国程度の供与を想定している。防災分野の途上国の人材育成等の国際協力については、研修参加国関連行政機関において政策決定プロセスに関与できる幹部職員を対象とし、復旧・復興の経験・現状・知見等の共有を図りつつ、防災分野の人材育成を推進するとともに、従来実施してきた関連研修の重要性の再認識を通じてその効果増大を目指す。
2. (1)国際機関が開催する被災地における会議においては、被災地の関係者計 820 人の参加を見込んでおり、国際的な災害支援関係者の有する知見を被災地の復興担当者に伝達することで被災地の復興促進を図る。
(2)兵庫行動枠組を推進し国連加盟国全てにおいて、国家レベルでの防災調整メカニズムの設置を目指す。2012 年のハイレベル防災会議の成果を踏まえ、防災を今後の国際開発目標の中に具体的に位置づけるとともに、2015 年に開発政策における防災の主流化を実現するための具体的なツールや方法論を盛り込んだポスト「兵庫行動枠組」の策定につなげていくことを目指す。第3回国連防災世界会議を我が国で開催し、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災枠組みを策定し、防災大国として防災分野で主導的立場を確保することが期待される。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 我が国の大学の世界展開力を強化し、グローバルな社会で活躍できる人材を育成するため、国際的な枠組みで、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を諮りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国等の大学との協働教育による交流を支援する「大学の世界展開力強化事業」を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 「大学の世界展開力強化事業」の公募を実施。キャンパス・アジア中核拠点形成及び米国大学等との協働教育に資する取組として 25 件を採択し、各事業を実施する予定。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 24 年度以降、日本再生に関する外国の理解を増進し、日本ブランドの再構築を図るため、被災地の大学を中心として、海外の大学との質の保証を伴った交流プログラムの開発・実施を支援する予定(24 年度概算要求:41 億円)。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地の大学を中心に、我が国の復興・再生に必要とされる分野において、グローバル人材を育成。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)(前略)高度な技術や知識を有する外国人の受入れについてのポイント制活用による出入国管理上の優遇制度の導入や雇用・生活環境の整備、我が国に対する信頼の基盤となる災害時における迅速な情報提供及び円滑な出入国審査のための施策の推進により、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>【国際科学技術協力基盤整備事業】</p> <p>標記事業における交流施設運営事業では、外国人研究者が集中している筑波研究学園都市において、外国人研究者へ宿泊施設を提供するとともに、生活支援サービス提供を行うことにより、外国人研究者(及びその家族)が円滑に生活を開始し、安心して研究活動に専念できる環境を提供している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
引き続き、上記事業を実施。		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成 24 年度概算要求において、引き続き、上記事業を継続して実施するための経費を要求中(132 百万円)。		
期待される効果・達成すべき目標		
外国人研究者及びその家族が円滑に生活を開始し、安心して研究活動に専念できる環境の提供により、我が国の活力となるべき優れた外国人研究者の受入れが促進され、その知見を利用した国際研究交流・共同研究の推進や来日した外国人研究者による経済波及効果等により、我が国の復興の一助となることが期待される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iv) 外国人留学生及び外国人研究者に対して適切な災害情報を提供するとともに、研究活動等の支援を行う。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p><大学等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災により損壊した、独立行政法人日本学生支援機構が保有する「仙台第一国際交流会館」及び「東京国際交流館」について、留学生が安心安全に使用できる元の状態に戻すため、必要な改修工事を実施するための経費について支援。(平成 23 年度 1 次補正 0.6 億円) ○ 被災した対象大学の留学生約 1,000 人に緊急援助を実施(学部 125 千円、修士 154 千円、博士 155 千円)。 ○ 被災地にいた国費留学生で、震災により一時帰国を余儀なくされた方々に、再渡日の航空券を支給(約 350 人程度に支給)。 ○ 私費留学生で震災等により経済的困窮に陥った成績優秀な方々を対象として、一学期分(4～7月)の「私費外国人留学生等学習奨励費」を追加募集(大学院レベル月額 65,000 円、学部レベル 48,000 円)。 ○ 留学生等に対して、ホームページによる多言語の情報発信を実施するとともに、在京大使館・在外公館・内外報道機関や関係機関等に対し、震災後の各種情報を提供、あわせて在京外交団等にブリーフィングを行う外務省儀典官室に留学生関係の情報を伝える。 ○ 東日本大震災に伴う外国人留学生(大学)の在籍・就学状況等について調査し結果を公表(4/20、5/20、7/1) <p><専修学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地にいた国費留学生で、震災により一時帰国を余儀なくされた方々に、再渡日の航空券を支給(約 350 人程度に支給)。(再掲。専門課程) ○ 私費留学生で震災等により経済的困窮に陥った成績優秀な方々を対象として、一学期分(4～7月)の「私費外国人留学生等学習奨励費」を追加募集(専門課程 4,8000 円)。(再掲) ○ 留学生等に対して、ホームページによる多言語の情報発信を実施。 ○ 東日本大震災に伴う外国人留学生(専修学校)の在籍・就学状況等について 		

調査し結果を公表(5/20、7/1)。

- 専修学校の留学生に対する就職支援・生活支援等を進め、留学生受入れの一層の促進を図るため、広域的な支援体制の整備を行い、日本での就職に必要な知識・技術の向上等を目的とした学習機会の提供、企業等と連携した支援の取組などを総合的に推進している。取組の実施に当たっては、震災及び原発事故の影響を受け、専修学校等の入学辞退・退学が全国的に起きていることを踏まえ、多言語に対応したWEBサイト等による適切な災害情報の提供を強化するとともに、被災地をはじめ我が国が強みを持つ産業分野において活躍する外国人留学生に対する職業教育の充実を促進する。(平成23年度当初予算で措置。)

当面(今年度中)の取組み

<大学等>

- 我が国が、国民一丸となって力強く復興に向かっている様子を、直接肌で感じてもらい、日本留学の意義を再認識させるため、日本留学を検討している外国人学生(150人)を日本に招聘し、日本人学生と共に2週間の研修事業を実施する。(平成23年度3次補正1.3億円)
- 震災後も日本で勉学を継続している留学生の生の声を発信すべく、留学生のインタビューを文部科学省ホームページやMEXT YouTube等にて発信、同様の取組を進めていただくよう他省庁・地方公共団体・大学等に呼びかけ

<専修学校>

- 当初予算における取組を継続実施。

中・長期的(3年程度)取組み

<大学等>

- 大学等が、自治体やNPO、ボランティア団体等と連携し、地域の国際交流拠点を整備して、生活面や就職、教育貢献活動など、地域一丸となって実施する留学生支援に取り組むために必要な経費の支援を実施(24年度概算要求額300百万円)

<専修学校>

- 留学生総合支援プラン(24年度概算要求額89百万円)
 - ・外国人留学生の専修学校への受け入れ促進を行う。
 - ・専修学校留学生に対する総合的な支援を行う。
 - ・専修学校教育の魅力向上と国際的信頼の確保を目指す。
 - ・震災及び原発事故の影響を受け、専修学校等の入学辞退・退学が全国的に起きていることを踏まえ、多言語に対応したWEBサイト等による適切な災害情報の提供を強化する。

・被災地をはじめ我が国が強みを持つ産業分野において活躍する外国人留学生に対する職業教育の充実を促進する。

期待される効果・達成すべき目標

一旦帰国した留学生や渡日予定の留学生に日本の正確な情報を提供し、留学生の呼び戻しに資するとともに、留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図る効果が期待できる。なお、留学生の受入れに関しては「留学生 30 万人計画」に基づき、2020 年を目途として留学生受入れ 30 万人を目指す。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iv)外国人留学生及び外国人研究者に対して適切な災害情報を提供するとともに、研究活動等の支援を行う。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>【外国人研究者招へい・ネットワーク強化】</p> <p>標記事業では、優秀な外国人研究者を効果的に我が国に招へいするとともに、我が国と諸外国の研究者ネットワークの形成・維持・強化を図っている。</p> <p>また、被災地等の状況を踏まえ、外国人研究者及び受入れ研究者が研究活動を円滑に遂行できるよう、一時出国していた外国人研究者の研究再開の取扱いについて柔軟に対応するとともに、平成 23 年度新規採用分申請書類の受付時期を延期する等の措置を講じた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
引き続き、上記事業を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
平成 24 年度概算要求において、引き続き、上記事業を継続して実施するための経費を要求中(4,459 百万円)。		
期待される効果・達成すべき目標		
外国人研究者の受入れを促進し、我が国の研究者との共同研究の支援やそれを通じた諸外国の研究者との連携を強化することで、震災を契機とした外国人研究者の帰国や来日延期等に起因する我が国の研究開発活動の停滞を打破し、復興に資する国際共同研究の実施や来日した外国人研究者による経済波及効果等により我が国の復興の一助となることが期待される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iv)外国人留学生及び外国人研究者に対して適切な災害情報を提供するとともに、研究活動等の支援を行う。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>【外国人研究者招へい・ネットワーク強化】</p> <p>標記事業では、優秀な外国人研究者を効果的に我が国に招へいするとともに、我が国と諸外国の研究者ネットワークの形成・維持・強化を図っている。</p> <p>また、被災地等の状況を踏まえ、外国人研究者及び受入れ研究者が研究活動を円滑に遂行できるよう、一時出国していた外国人研究者の研究再開の取扱いについて柔軟に対応するとともに、平成 23 年度新規採用分申請書類の受付時期を延期する等の措置を講じた。</p> <p>【世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)】</p> <p>標記事業では、国際水準の運営と研究環境により世界から優秀な研究者が「そこで研究したい」と集う拠点構築を行っており、外国人研究者の比率は 3～5 割を超えている。</p> <p>震災後、東日本の WPI 拠点では、外国人研究者の一時的な離日が半数を超える拠点もあったが、適切な災害情報の提供を行い、ほぼ全ての研究者が再来日した。これら拠点の対応は、研究環境としての日本の信頼低下を克服するための最前線としての対応であるとともに、我が国の研究活動が通常通り行われることの代表的な国際発信となっている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
引き続き、上記事業を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
平成 24 年度概算要求において、引き続き、上記事業を継続して実施するための経費を要求中(4,459 百万円)。		
<p>【世界トップレベル研究拠点プログラム】</p> <p>平成 24 年度概算要求において、優秀な外国人研究者が我が国を通り過ぎることなく、内外の優秀な人材を惹きつける世界トップ拠点構築の取組の強化に必要な経費を要求中(10,053 百万円)。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		

外国人研究者の受入れを促進し、我が国の研究者との共同研究の支援やそれを通じた諸外国の研究者との連携を強化することで、震災を契機とした外国人研究者の帰国や来日延期等に起因する我が国の研究開発活動の停滞を打破し、復興に資する国際共同研究の実施や来日した外国人研究者による経済波及効果等により我が国の復興の一助となることが期待される。

【世界トップレベル研究拠点プログラム】

震災の影響下においても、内外の優秀な研究者を惹きつけることで、我が国で優れた研究活動を確保することができる。また、我が国が内向きに陥らず、むしろ諸外国に開かれ、優秀な人材を歓迎して科学技術の発展に貢献するとの国際メッセージを発することにもなり、世界に開かれた復興に資する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)日本再生に関する外国の理解を増進し、日本ブランドを再構築し、日本製品の信頼性回復・向上を図るため、効果的な情報発信を強化しつつ、「クールジャパン」の推進、海外における風評被害への対策、在外公館等を活用した地方の魅力発信、青少年交流や親日家育成のための交流プログラムの実施等に取り組む。	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、我が国のファッション、コンテンツ、デザイン、食、伝統・文化・観光、音楽などの「クール・ジャパン」を活用し、クール・ジャパン関連産業の海外展開等を通じ、日本の国際競争力を強化することとされたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>コンテンツ、ファッション、食、地域産品・伝統文化・匠の技術・すまいなどの文化的背景を国際競争力の源泉とするクリエイティブ産業の海外展開を支援するとともに、地域産品等の産地の魅力を活用した海外観光客の日本への誘致を図り、我が国の国際競争力を強化する観点から、平成23年度クール・ジャパン戦略推進事業において、12案件を採択したところ。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成22年度から政府一丸となって、関係省庁で連携して「クール・ジャパン」を取り組んできた結果、クール・ジャパン運動は、日本国政府主導で行っている運動として各国政府、外国企業等に認知され、民間のみならず、政府間レベルでもクール・ジャパン関連産業の協力等が確認されているところ(平成23年9月23日:枝野経済産業大臣ーヤコブ・イブラヒム情報通信芸術大臣(シンガポール国)との共同声明)。</p> <p>引き続き、関係省庁と連携して「クール・ジャパン」を推進していくところ。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>ファッション主要企業の海外売上高、コンテンツ産業の輸出額及び訪日外国人による国内消費額の合計を2020年度までに8～11兆円まで伸張させる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(ii)～また、被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進するとともに、国際的企業の研究開発拠点やアジア本社機能の設置を促進するため、国際的に魅力的な投資環境を整備する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>我が国への外国企業誘致、PR事業、マッチング事業など直接投資促進の各種施策は従前から実施してきたところであるが、東日本大震災以降の我が国のビジネス環境の復旧・復興状況について、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)等と連携し、専用ホームページなどで情報の発信を行っている。</p> <p>また、グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の立地を促進する観点から、平成 23 年8月から 10 月末まで、今年度当初予算事業である立地補助金の公募を行った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災以降、日本への直接投資の魅力が低下している状況を踏まえ、グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の我が国への呼び込みを一層強化すべく、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し法人税負担軽減や特許料軽減等の措置を講ずる「アジア拠点化推進法案」の早期成立を目指すとともに、外国企業向けの事業環境整備、外国人向けの生活環境整備の推進等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を年内に策定する。加えて、23年度三次補正予算を用いて、立地補助金等のインセンティブ措置及び我が国のビジネス環境に係る正確な情報発信やグローバル企業とのマッチング機会等を設け、被災地域を含めた我が国へのグローバル企業の誘致や業務提携の増加を目指す(対内直接投資環境情報発信等推進事業、2 億円)。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>「アジア拠点化推進法」により実現されるインセンティブ措置や立地補助金(平成 24 年度予算においても継続的に要求中)、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」を着実に推進していくことにより、グローバル企業の高付加価値拠点の誘致を重点的・戦略的に実施する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社といった高付加価値拠点を、年間3		

〇社誘致し、日本のアジア拠点化の実現を図る。
グローバル企業の高付加価値拠点等の呼び込みを戦略的に行うことにより、日本国内におけるイノベーションの促進、高度人材の呼び込み、雇用創出、日本経済の早期再生、日本企業のグローバル化などの波及効果が見込まれる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iii)災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進する。このため、 <u>災害対応に優れた航空機の国際的活用</u> 、グローバルな防災ネットワークの構築に向けたASEAN諸国や太平洋島嶼国との協力、日中韓等の地域防災協力、防災分野の途上国の人材育成等の国際協力を推進する。(以下略)	平成23年11月
これまでの取組み		
東日本大震災を踏まえ、都市直下型災害等の大規模災害への対応能力の一層の強化が求められている。このような中、空中消火機能の強化の一環として消防飛行艇の導入の是非が検討されているところ。		
当面(今年度中)の取組み		
防衛以外の目的でも十分に有用性のある飛行艇などの防衛省機について、その民間転用(防衛目的以外への転用)が可能となる仕組みを確立し、我が国の災害対応能力の強化に民間転用機を活用できる基盤を構築することが必要。これを実現するため、民間転用を前提とした型式証明制度等の制度整備に不可欠である、データ提供の仕組みや試験方法等を提案するための調査を行う。		
中・長期的(3年程度)取組み		
調査結果等を踏まえ、まず国内において防衛省機を転用して民間で活用し、有効な運用実績を蓄積していくことで、海外への販売における大きなバーゲニングパワーを蓄えることを目指す。加えて、高度な技術を持つ防衛産業の技術基盤が維持・強化されることによる他産業への技術波及を生じさせ、多種多様な産業の国際競争力の強化に大きく寄与させる。また、前記調査結果等を踏まえ、国際的活用等について、関係省庁が必要に応じて更なる検討を進めることとする。		
期待される効果・達成すべき目標		
民間転用機の市場投入数:1機種(平成25年度まで)		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iii)…防災分野の途上国の人材育成等の国際協力を推進…	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>防衛計画の大綱において、アジア太平洋地域の安定化を図るため、非伝統的安全保障分野における域内諸国の能力構築支援に取り組むことが明記されたことを踏まえ、防衛省・自衛隊が有する知見・経験等を活用し、関係国の軍又は関係機関に対し、人道支援・災害救援や地雷・不発弾処理等の分野における能力向上や人材育成の促進等の能力構築支援に取り組むこととしている。この際、災害救援等に関連する分野においては、今般の大震災を受け、本取組の一環として、大震災における災害救援活動から自衛隊が得た経験・教訓を広く国際社会と共有することで、途上国をはじめとする国際社会全体の対処能力の向上を図ることが重要。</p> <p>上記認識の下に、24年度より本格的に能力構築支援事業を開始すべく、現在、本事業の具体的な進め方について検討している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成23年度においては、主に東南アジア諸国において、現地調査や具体的なニーズの把握・分析を行い、今後実施すべき能力構築支援の分野及び態様に関する調査研究を実施中である。また、要員の受入を含めた将来的な取組についても検討する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>防衛省・自衛隊による能力構築支援の一環として、大震災における災害救援活動から得た経験・教訓を共有すべく、東南アジア諸国をはじめとする関係国の軍又は関係機関について、専門家の派遣や要員の受入を行うことにより、当該国の災害対処能力向上や人材育成の促進に取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>能力構築支援を通じ、今般の大震災における災害救援活動から自衛隊が得た経験・教訓を広く国際社会と共有し、途上国をはじめとする国際社会全体の対処能力の向上を図るとともに、各国との連携強化を進めることにより、防災・「減災」の分野で国際社会に積極的に貢献していく。</p>		